

秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 8 年 7 月

秋田県

目 次

I	趣旨	1
II	公の施設の概要	1
1	名称	1
2	主な施設及び所在地	1
3	設置目的	1
4	対象施設の規模等	1
5	指定管理料／処理汚水量の実績（過去3年間）	2
6	対象施設の業務	2
7	年間想定処理水量	2
III	管理の条件	2
1	対象施設の管理方針	2
2	指定管理者が行う業務	2
3	管理業務を行う期間（指定期間）	2
4	管理の基準等	3
5	施設の目標	3
IV	申請の手続き	3
1	申請する団体に必要な資格等	3
2	提出書類	4
3	募集要項等の交付	5
4	図書の閲覧	5
5	説明会	5
6	質問事項の受付	6
7	申請書等の提出	6
8	連絡先及び申請書・質問書等提出先	6
9	留意事項	6
V	指定管理者の候補者の選定	7
1	選定方法	7
2	審査基準	7
3	選定の時期及び結果の通知	7
4	選定に関する留意事項	8
VI	協定書の締結に関する事項	8
1	協定の締結	8
2	指定管理料の決定	8
3	協定書の概要	8
4	その他	8
VII	添付資料・様式	9

秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）指定管理者募集要項

Ⅰ 趣旨

この要項は、秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）の管理を行う指定管理者の募集について、必要な事項を定めたものである。

Ⅱ 公の施設の概要

1 名称

秋田県秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）

2 主な施設及び所在地

名 称		所 在 地
大曲処理区	大曲処理センター	大仙市花館字上大戸下川原 7 4 - 3 6
	大曲中継ポンプ場	大仙市美原町 3 3 0
	中仙中継ポンプ場	大仙市下鶯野字下中島 3 2 1 - 6 5
横手処理区	横手処理センター	横手市黒川字福柳 3 5 0
	折橋中継ポンプ場	横手市大雄字折橋 1 9 1 - 2
	阿気中継ポンプ場	横手市大雄字東阿気 9 1 - 2
	土井尻中継ポンプ場	横手市大雄字土井尻
	薄井中継ポンプ場	横手市雄物川町薄井字上薄井 6 9 - 2
	沼館中継ポンプ場	横手市雄物川町沼館字沼館 7 1 - 5
幹線管渠及び関連施設（マンホールポンプ場 9 箇所含む）		

3 設置目的

秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）（以下「大曲処理区等」という。）は、大曲及び横手地域の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

4 対象施設の規模等

	現 況 （令和 6 年度末）	
処理区	大曲処理区	横手処理区
処理面積	1, 8 7 5 ヘクタール	1, 9 4 0 ヘクタール
処理人口	4 1. 1 千人	4 1. 9 千人
処理能力	汚水（日量） 1. 6 2 万立方メートル	汚水（日量） 2. 4 6 万立方メートル
本設ポンプ場	2 カ所	5 カ所
幹線管渠	総延長 4 8. 5 k m （2 条管含む）	総延長 5 3. 1 k m （2 条管含む）

処理場	大曲処理センター	横手処理センター
処理方法	汚水処理 標準活性汚泥法 汚泥処理 濃縮、脱水	汚水処理 標準活性汚泥法 汚泥処理 濃縮、脱水
供用開始年月	昭和63年4月	平成元年4月

5 指定管理料／処理汚水量の実績（過去3年間）

令和5年度 461,802千円／8,323千m³

令和6年度 457,294千円／8,484千m³

令和7年度 332,576千円／8,739千m³（年度協定額／量）

6 対象施設の業務

- （1）大曲処理区等の下水道施設の維持管理に関する業務。
- （2）その他大曲処理区等の管理に関し必要な業務。

7 年間想定処理水量

処理水量(千m ³ /年)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
大曲処理センター	4,244	4,204	4,161	4,117	4,076
横手処理センター	4,294	4,251	4,206	4,160	4,118

Ⅲ 管理の条件

1 対象施設の管理方針

- （1）関係法令、条例及び規則を遵守し、大曲処理区等の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- （2）対象施設及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- （3）指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人情報の取り扱いに関する内部規程を策定するなど、その取り扱いに十分注意を払った体制を整備すること。

2 指定管理者が行う業務

- （1）指定管理者が行う大曲処理区等の維持管理の業務は「秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- （2）業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とする。ただしあらかじめ県の承認を受け、当該業務の一部について第三者にその実施を委託、又は請け負わせることができる。

3 管理業務を行う期間（指定期間）

- （1）指定期間（予定）
令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（２）業務移行期間（予定）

協定を締結した日から令和９年３月３１日までの期間は、管理業務を行うための移行期間とし、現指定管理者から技術指導を受け、本業務の遂行に支障をきたすことのないように引き継がなければならない。

４ 管理の基準等

仕様書のとおり。

５ 施設の目標

仕様書で規程している放流水の水質基準値のうち、目標基準を上回ることがないよう適切な運転管理を実施する。

Ⅳ 申請の手続き

１ 申請をする団体に必要な資格等

（１）申請をする団体に必要な資格等

- ア 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体（複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体（以下「共同事業体」という。）を含む。）であること。
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和６２年７月９日建設省告示第１３４８号）第２条の規定による登録を受けていること（共同事業体を除く。）。
- ウ 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること（共同事業体を除く。）。
- エ 下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第１５条の３各号に定める資格を有する者（当該団体（共同事業体の場合はその構成員）で申請書提出期限の日以前に３月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を処理区ごとに専任で配置することができること。
- オ 共同事業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
 - ①構成員はア及びイの要件を満たしていること。
 - ②必ず代表者を決定するとともに、代表者はウの要件を満たしていること。
 - ③代表者の出資比率は構成員中最大であること。

（２）申請をすることができない団体

申請することができない団体は、次のとおりである。

- ア 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して２年を経過しない団体
- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する団体
- ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続き開始の申立て（これらの手続き開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破

産手続き開始の申立てがなされている団体

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

キ 単体又は他の共同事業体の構成員となり、同一の施設について重複した申請を行う団体

（3）提案価格

業務期間における予算総額を超える提案は失格とする。

予算総額 1, 876, 637 千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 提出書類

（1）指定管理者指定申請書（様式1、1－2）

（2）提案価格内訳書（様式2）

（3）下水道施設指定管理者業務計画書（様式3）

ア 利用者の平等な利用に関する計画書

イ 施設の設置目的の効果的達成に関する計画書

ウ 効率的な管理運営に関する計画書

エ 適正かつ確実な管理に関する計画書

オ 地域貢献に関する計画書

カ 県の重要施策推進に関する計画書

（4）申請者に関する書類（共同事業体の構成員を含むすべての団体）

ア 団体概要書（様式4）

イ 類似業務受託実績調書（様式5）

ウ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

カ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

キ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

ク 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前の1月以内に交付されたもの）

コ 誓約書（様式6）

（5）共同事業体の構成団体に関する書類

ア 協定書

イ 共同事業体の構成団体の出資比率、役割分担、業務実施体制等を明らかにした書類

ウ 責任分担が明らかとなる書類

エ 共同事業体の構成団体の当該共同事業体を代表する法人等への委任状

3 募集要項等の交付

指定管理者募集要項等については、次により交付する。なお、郵送で交付を求める場合は、320円切手を貼った返信用封筒（角型2号の大きさで、送付先を記載したもの）を同封してください。

（1）交付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規程する休日を除き、令和8年7月17日（金）から令和8年8月24日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までの間

（2）交付場所

秋田県建設部 下水道マネジメント推進課 流域設備チーム

所在地：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁本庁舎6階）

電話：018-860-2464

FAX：018-860-3813

4 図書の閲覧

下水道台帳、積算基礎資料等については、次により閲覧する。

（1）期間及び場所

Ⅳの3の（1）、（2）のとおり

（2）申込方法

希望者は、**Ⅳの3**の（2）へ電話で申し込むこと。

希望日時を考慮して、閲覧日時を指定する。

5 説明会

募集に係る現地説明会及び現場見学会を次のとおり開催する。なお、当日は募集要項等の資料を配布しないので各自持参すること。

（1）日時

令和8年7月29日（水）午後1時から

（2）場所

大仙市花館字上大戸下川原74-36 大曲処理センター2階会議室

（3）その他

説明会への参加を希望する団体は、令和8年7月22日（水）までに説明会参加申込書（様式7）を後記**Ⅳ8**へファクシミリ又は電子メールで提出すること。

なお、希望者がなかった場合は、説明会を実施しない。

また、説明会への参加の有無が、指定管理者の申請や選定に影響を与えることはない。

6 質問事項の受付

（１）質問方法

質問は、質問書（様式８）に簡潔にまとめて記入し、後記Ⅳ８へファクシミリ又は電子メールで提出すること。

（２）受付期間

令和８年７月２１日（火）から令和８年８月２４日（月）まで
午前８時３０分～午後５時１５分

（３）質問に対する回答

県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の組織別案内の下水道マネジメント推進課のページに掲載する。

アドレス <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14394>

掲示期間 令和８年８月３１日（月）から令和８年９月１１日（金）まで

7 申請書等の提出

（１）提出期限

令和８年９月１１日（金）午後５時１５分まで
なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は、認めない。

（２）提出方法

後記Ⅳ８へ持参又は郵送すること。なお郵送の場合は提出期限必着とする。

（３）提出部数

正本１部（押印）、副本７部を提出すること。

8 連絡先及び申請書・質問書等提出先

秋田県建設部 下水道マネジメント推進課 流域設備チーム

所在地：〒０１０－８５７０ 秋田県秋田市山王四丁目１番１号（秋田県庁本庁舎６階）

電 話：０１８－８６０－２４６４

FAX：０１８－８６０－３８１３

E-mail：gesuido@pref.akita.lg.jp

9 留意事項

（１）県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

（２）業務計画書等の著作権は申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、業務計画書等の内容が無償で利用できるものとする。

また、提出された書類については、秋田県個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

（３）申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

（４）申請書の提出をもって、募集要項等及び質問回答の内容を申請者が承諾したものとみなす。

（５）県が提示する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することはできない。

- （６）申請者からの提案は一つに限るものとする。
- （７）申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とする。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

建設部指定管理者の候補者選定委員会において、**２**に掲げる審査基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

2 審査基準

- （１）県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）
 - ア 利用者の平等な利用が確保されていること。
- （２）施設の設置目的の効果的な達成（配点 15点）
 - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか。
 - イ 適切な管理運営方針となっているか。特に安全面、環境面等に十分配慮されたものとなっているか。
 - ウ 見学者が下水道の地域環境への寄与や設置の意義を理解できる内容となっているか。
- （３）効率的な管理運営（配点 20点）
 - ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか。
 - イ 業務を効率的に実施するために必要かつ十分な人員配置計画で、また非常時の対応も確保されているか。
 - ウ コスト削減に向けた取組みがなされているか、またその実現性はどうか。
- （４）適正かつ確実な管理を行う能力（配点 40点）
 - ア 団体の経営状況は、安全かつ健全か。
 - イ 団体の実績は施設の管理者として十分か。
 - ウ 放流水の水質基準値達成のための取組みがなされているか。（平常時、異常時の水質分析、状況把握、対応等）
 - エ 保守点検の内容、頻度、実施要領及び修繕計画は適切であるか。
- （５）地域・環境貢献（配点 15点）
 - ア 主たる営業所の位置
 - イ 地域・環境貢献への提案が具体的で実効性ある内容か。
 - ウ 省エネルギー、脱炭素化への取組が十分である内容か。
- （６）県の重要施策推進に係る項目（配点 10点）
 - ア 女性活躍支援に取り組んでいるか。
 - イ 賃金水準の向上に取り組んでいるか。

3 選定の時期及び結果の通知

選定は、令和8年11月上旬に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」への掲載により公表する。

4 選定に関する留意事項

- （１）指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- （２）指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

VI 協定書の締結に関する事項

1 協定の締結

県は指定管理者に指定された団体と詳細協議を行い、協議が整ったとき、協定書を締結する。

なお、協定は業務期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

2 指定管理料の決定

県は、指定管理者に指定された団体と協議の上、毎年度の予算の範囲内で指定管理料を決定し、年度協定書に定める。

指定期間における指定管理料の総額（債務負担行為限度額）：１，８７６，６３７千円

うち、将来の変動見込額（人件費、電気料）：８６，８１６千円

※将来の変動見込額の部分については、毎年度、最新の実勢に基づき、増減させる予定です。

3 協定書の概要

- （１）対象者 秋田県及び指定管理者
- （２）締結時期 令和９年３月上旬（予定）
- （３）協定の概要

協定は、県の提示資料及び指定管理者の提案内容に基づき締結するものであり、指定管理者が遂行すべき業務準備、管理に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

また、指定管理者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期について明記する。

4 その他

- （１）指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。
 - ア 指定管理者の経営状況に急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- （２）指定管理者は、対象施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- （３）県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合がある。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価

を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

Ⅶ 添付資料・様式

- （１）指定管理業務仕様書
- （２）協定書（案）・年度協定書（案）
- （３）申請書様式